



令和7年8月21日

和歌山地方最低賃金審議会
会長 廣 谷 行 敏 殿

和歌山地方最低賃金審議会
和歌山県最低賃金専門部会
部会長 廣 谷 行 敏

和歌山県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和7年7月14日、和歌山地方最低賃金審議会において付託された和歌山県最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙1のとおりの結論に達したので報告する。

なお、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、令和5年10月1日発効の和歌山県最低賃金（時間額929円）は、令和5年度の和歌山県の生活保護水準を下回っていなかつたことを申し添える。

また、今回の報告に当たっては、経営環境や物価の上昇等を考慮し、和歌山県最低賃金の改正が中小企業・小規模事業者に与える影響が大きくなっていること、材料費、エネルギー費などの高騰を背景として、労働者の生活状況及び中小企業・小規模事業者を取り巻く経営環境が悪化している現状を踏まえ、以下のことを政府に対して要望する。さらに、本要望については、実施の可否やその時期等について、適時適切なフィードバックを行うことを強く求める。

1 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできるよう生産性向上支援等の環境整備

政府の掲げる「賃上げを起点とした成長型経済の実現」を達成するためにも、生産性向上に向けた「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」等現行補助制度の思い切った要件緩和や拡充、価格転嫁対策の一層の徹底に加え、中小企業・小規模事業者を対象とした税の減免や社会保険料の事業主負担分の免除・軽減等公的負担に係る軽減措置など賃上げの原資の確保につながる直接的な支援策を行政として実施するよう、政府に対し強く要望する。

2 中小企業・小規模事業者に対する最低賃金引上げの影響軽減策の実施

今回の最低賃金の引上げが中小企業・小規模事業者の倒産や廃業の増加につながらないようその影響を軽減するために、特に、①業務改善助成金について設備投資や人材育成投資等を伴わなくても活用できる等要件緩和を行う

こと、また、②非正規労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金等の各種助成金制度の拡充、③賃上げを行う企業に対する法人税の優遇措置である賃上げ促進税制の見直し・拡充、さらに、④賃上げを直接的に支援する新たな支援制度の創設、⑤中小企業等への支援制度の更なる周知啓発や相談体制の強化等を強く要望する。

3 「年収の壁」による就労調整が起こらない制度の改正

多くの企業が慢性的な人手不足となっている中、各種の「年収の壁」があることで、最低賃金の大幅な引上げが就労調整につながっていることは大きな課題である。所得税法上の扶養、社会保険制度における扶養又は第三号被保険者に関する所得要件について、人口構成や社会環境の変化も踏まえ、最低賃金の引上げが就労調整につながることのないよう、抜本的に再構築することを強く要望する。

4 最低賃金の発効日

昨今の最低賃金の大幅な引上げに伴い、発効日に関する労使双方の見解にも相違が生じている。労働者代表委員からは、最低賃金は労働者の生存権に関わる重要な問題であり、一刻も早く発効し、法定発行日を原則とすべきとの主張があった。使用者代表委員からは、年末の就労調整や助成金申請への計画策定等への対応のみならず、給与改定の影響が相当数の正規社員にも及び、短期間での改訂処理が企業に過大な負担をもたらすことから、発効時期を先送りすべきとの意見が出された。

これらの課題は全国共通であり、各地方ごとに判断すべき問題ではなく、中央最低賃金審議会において一定の方針を示していただきたい。

5 本年度の審議会運営

経済財政運営と改革の基本方針2025（令和7年6月13日閣議決定）において「各都道府県の地方最低賃金審議会において中央最低賃金審議会の目安を超える最低賃金の引上げが行われた場合は、持続的な形で売上拡大や生産性向上を図るために特別な対応として、政府の補助金による重点的な支援を行うことや、交付金等を活用した都道府県の様々な取組を十分に後押しすることにより、生産性向上に取り組み、最低賃金の引上げに対応する中小企業・小規模事業者を大胆に後押しする。」との方針が示された。

和歌山地方最低賃金審議会においても、これを踏まえた議論を行うべく、具体的な補助金や交付金の内容や規模の提示を見込んでいたが、現時点に至るまで当該支援策の詳細についての情報が示されなかつたことで、審議会における議論が進展しないなどの影響を受けたと言わざるをえない。

このような状況は、最低賃金審議会の実効性のある審議の確保の観点からも極めて残念な事態であり看過できず、この点について具体的な支援策の決定と公表を早急に実施するよう強く要望する。

中央最低賃金審議会の目安答申においては、全員協議会報告の中で「地方最低賃金審議会で十分な議論を尽くした上で準備期間を設けることができるよう、中央最低賃金審議会としても配慮することが必要である。」とされて

いることから、地方最低賃金審議会の審議日程に影響が出ないようにすることを強く要望する。

6 地域間格差の縮小

政府方針を踏まえて和歌山地方最低賃金審議会においても、隣接府県との格差が広がらないよう地域間格差の縮小に取り組むこと。

本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員 岡田 真理子 廣谷 行敏 本庄 麻美子

労働者代表委員 北道 剛士 芝池 雅生 濱地 正由

使用者代表委員 河野 真也 児玉 征也 船富 由紀

(五十音順)

別紙 1

和歌山県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

和歌山県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間 1,045 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和 7 年 1 月 1 日

和歌山県最低賃金と生活保護との比較について

1 和歌山県最低賃金

- (1) 件 名 和歌山県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間給 929円
- (3) 発 効 日 令和5年10月1日

2 生活保護水準者

- (1) 比較対象者
18～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和5年度
- (3) 生活保護水準（令和5年度）
生活扶助基準（第1類費+第2類費+期末一時扶助費）の和歌山県内人口加重平均に住宅扶助の実績額を加えた金額（95,757円）

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の（2）に掲げる金額の1箇月換算額（註）と上記2の（3）に掲げる金額と比較すると和歌山県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）1箇月換算額

929円（和歌山県最低賃金）×173.8（1箇月平均法定労働時間数）×0.807（※可処分所得の総所得に対する比率）=130,298円

※ 令和5年度の地域別最低賃金額の最低額929円で173.8時間働いた場合の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率